第七条第二項中「申請書」の下に「に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項（中長期在留者及び特別永住者については、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。）を添え、これ」を加える。

（義肢装具士法施行規則の一部改正）

第十一条　義肢装具士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第二項第一号中「抄本」の下に「（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第二項及び第六条第二項において同じ。）とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写しとする。）」を加える。

○厚生労働省令第三号

労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）の規定に基づき、労働災害防止団体法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年一月九日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働災害防止団体法施行規則等の一部を改正する省令

（労働災害防止団体法施行規則の一部改正）

第一条　労働災害防止団体法施行規則（昭和三十九年労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「卒業した者」の下に「（独立行政法人大学評価・学位授与機構（次条第二号において「機構」という。）により学士の学位を授与された者（当該学科を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）」を加える。

第二条第二号中「卒業した者」の下に「（機構により学士の学位を授与された者（当該学科を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）」を加える。

第十二条中「様式第二十一号の二」を「様式第二十一号の二の二」に改める。

（労働安全衛生規則の一部改正）

第二条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号イを次のように改める。

イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下同じ。）における理科系統の正規の課程を修めた者（独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「大学評価・学位授与機構」という。）により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。第十八条の四第一号において同じ。）で、その後二年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの

第十八条の七第一号中「卒業した者」の下に「（大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。別表第五第一号の表及び別表第五第一号の二の表において同じ。）」を加え、同条第二号中「卒業した者」の下に「（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。別表第五第一号の表及び第一号の二の表において同じ。）」を加える。

第四十二条第一項中「職業能力開発促進法」の下に「（昭和四十四年法律第六十四号）」を加える。

第六十六条に次の一号を加える。

三　免許を受けた者から当該免許の取消しの申請があつたとき。

第六十七条の次に次の一条を加える。

（免許の取消しの申請手続）

第六十七条の二　免許を受けた者は、当該免許の取消しの申請をしようとするときは、免許取消申請書（様式第十三号）を免許証の交付を受けた都道府県労働局長又はその者の住所を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

第百三十五条の三第二項第一号イ中「卒業した者」の下に「（大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。第百五十一条の二十四第二項第一号イにおいて同じ。）」を加える。

別表第四第一種衛生管理者免許の項下欄第二号中「卒業した者」の下に「（大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）」を加え、同欄第三号中「卒業した者」の下に「（大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）」を加え、同表衛生工学衛生管理者免許の項中「卒業した者」の下に「（大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）」を加え、同表ガス溶接作業主任者免許の項下欄第一号ハ中「卒業した者」の下に「（大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）」を加える。

別表第五第三号の表中「卒業した者」の下に「（大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該講座又は学科を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）」を加える。

別表第六乾燥設備作業主任者技能講習の項受講資格の欄第二号及びコンクリート破砕器作業主任者技能講習の項中「卒業した者」の下に「（大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）」を加え、同表地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習の項中「卒業した者」の下に「（大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。次項第二号及びずい道等の覆工作業主任者技能講習の項第二号において同じ。）」を加え、同表型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習の項受講資格の欄第一号中「型わく支保工」を「型枠支保工」に改め、同欄第二号中「卒業した者」の下に「（大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）」を加え、「型わく支保工」を「型枠支保工」に改め、同表足場の組立て等作業主任者技能講習の項及び採石のための掘削作業主任者技能講習の項中「卒業した者」の下に「（大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）」を加える。

別表第九第八十九条の二第一号に掲げる仕事及び第九十条第一号に掲げる仕事のうち建設の仕事（ダムの建設の仕事を除く。）の項中「課程を修めて卒業し」の下に「（大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者である場合を含む。次項第一号イ(1)において同じ。）」を加える。